

議案第96号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月28日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並
区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第16条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」
に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第30条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」
に改める。

第2条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第16条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」
に改める。

第30条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第30条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

会計年度任用職員の給与を改定する必要がある。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p>

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第2条による改正 (杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第16条 略	第16条 略
2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支	2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支

給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の117.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の117.5を乗じて得た額に、

給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、

勤務成績に応じて規則等で定める支給
割合を乗じて得た額とする。

3 及び 4 略

勤務成績に応じて規則等で定める支給
割合を乗じて得た額とする。

3 及び 4 略

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	支給月数									
		現 行			第 1 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)			第 2 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)		
	区 分	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
	6 月 期	1. 20	1. 125	2. 325	1. 20	1. 125	2. 325	<u>1. 25</u>	<u>1. 175</u>	<u>2. 425</u>
	12 月 期	1. 20	1. 125	2. 325	<u>1. 30</u>	<u>1. 225</u>	<u>2. 525</u>	<u>1. 25</u>	<u>1. 175</u>	<u>2. 425</u>
合 計	2. 40	2. 25	4. 65	<u>2. 50</u>	<u>2. 35</u>	<u>4. 85</u>	2. 50	2. 35	4. 85	
施 行 期 日 等	<p>1 第 1 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に係る規定は令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。</p> <p>2 第 2 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>									